

「法の支配」の実現を目指して

JICAの法整備支援の特色



JICAの法整備支援

1. 法整備支援の定義

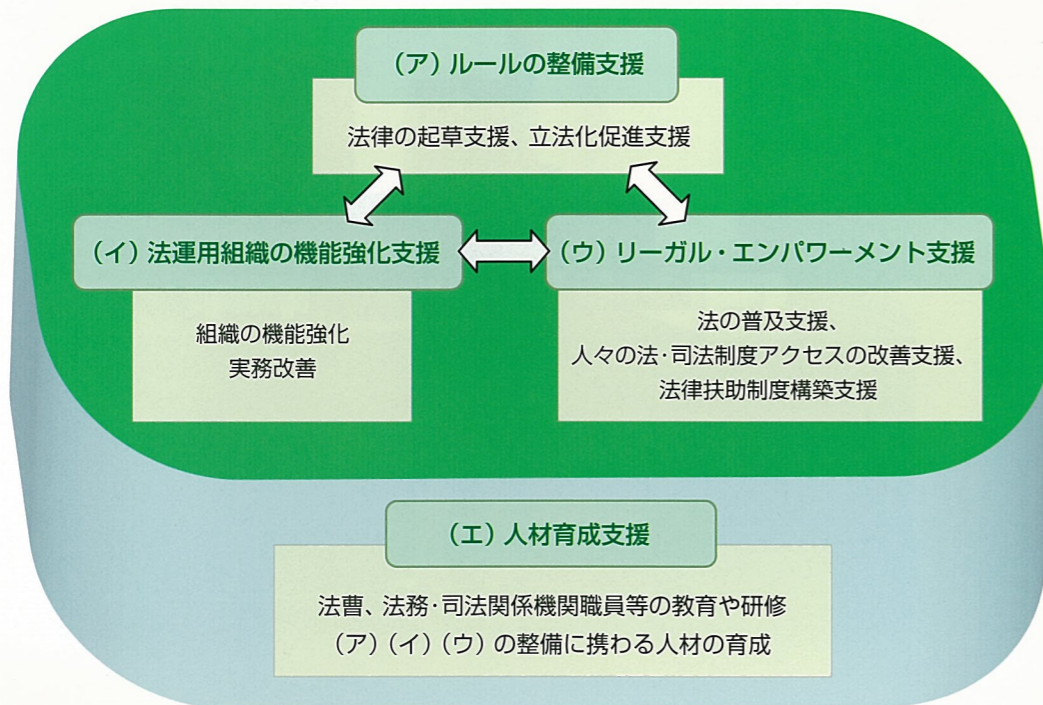
法整備支援とは、支援受入国が行う法・司法制度及びこれに関連する諸制度（以下「法制度」と総称します）の整備のための諸努力を支援することです。

JICAの法整備支援は、(ア) 具体的な法案の起草の支援や、起草された草案の立法化の促進の支援などの「ルールの整備支援」、(イ) 法を執行・運用する機関や法を適用して紛争を解決する機関の機能の改善に向けた支援などの「法運用組織の機能強化支援」、(ウ) 人々の法制度・司法制度へのアクセスの向上に対する支援などの「リーガル・エンパワー

メント支援」を3つの柱としつつ、これらすべての支援の基盤となる要素として、(エ) 法制度の整備を支援受入国が将来にわたり自立的に行いうるよう、(ア) (イ) (ウ) の整備に従事する支援受入国の法曹、法務・司法関係機関職員等の「人材育成支援」を含むものです。

JICAは、支援受入国の状況やニーズ、開発課題を踏まえて、これらの要素を適宜組み合わせる支援を行っています。

法整備支援の3つの柱と人材育成



2. 法整備支援の目的

わが国の「政府開発援助大綱」では、法整備支援を、良い統治（グッド・ガバナンス）を実現する手段の一つと位置づけ、この分野における開発途上国の自助努力を支援することは「ODAの最も重要な考え方」だとしています。

グッド・ガバナンスの構築のプロセスにおいては、ルールが作られ、そのルールを執行・運用することのできる能力が政府に備わらなければなりません、その一方で、政府の権力の濫用・逸脱は防がなけれ

ばなりません。この二つの（一見矛盾する）要求を充たすためには、政府と市民社会・民間部門が良好な均衡を保ちながら協働することによって、法制度が国民の意思を反映しつつ適正に構築され、執行されなければなりません。そのために、「法の支配」が確立すること、すなわち、作られるルールが正当性を持ち、中立的な紛争解決システムが構築され、かつ、このシステムへのアクセスを保障する制度の構築が求められるのです。

JICAの法整備支援の基本方針と特長

1. 支援受入国側の主体性（オーナーシップ）の尊重

JICAの法整備支援においては、日本あるいは特定の国の制度や考え方を押しつけるのではなく、日本を含め各国の制度や考え方を参考例として提供し、支援受入国が自国に合った法制度を自ら構築することを側面から支援しています。

2. 多様な支援リソースを組み合わせた支援の手法

JICAの法整備支援では、「法の支配」を実現するための複数の要素を包括的にカバーするため、日本国内の学識経験者や実務家等の幅広い関係者・関係機関からの支援を得て、以下にあげるツールを組み合わせる効果的・効率的な支援を行なっています。

▶ **長期専門家の派遣** JICAの法整備支援では、法律専門家である長期専門家（裁判官、検事、弁護士等）が現地に常駐することにより、支援受入国のニーズや実情を把握し、当該国の法文化と密に接しながら支援を実施しています。

▶ **国内支援体制** 長期専門家を日本でバックアップし、支援受入国に対してより適切な助言を行うための体制として、日本国内に学識経験者や実務家（裁判官・検察官・弁護士等）から構成されるアドバイザーグループを設置しています。

▶ **現地セミナー** アドバイザーグループ委員等の専門家を短期で派遣し、支援受入国において現地セミナーを実施しています。

▶ **本邦研修** 支援受入国から支援対象機関の職員を始めとする関係者を日本に招き、日本国内で集中的なワークショップやスタディツアーを実施しています。

▶ **JICA-Netシステムの活用** JICA-Net（JICA本部と現地事務所、関係機関をつなぐTV会議システム）を用い、アドバイザーグループ委員が、支援受入国のカウンターパート機関職員を始めとする関係者と直接リアルタイムで協議・討議を実施しています。

▶ **中長期的な人材育成** 実施中のプロジェクトとは別に、「長期研修」や「人材育成支援無償」等のツールを用いた中期的な人材育成を行なっています。

3. 国の発展段階や政策課題に応じたプロジェクト枠組みの設定

JICAの法整備支援の対象領域である、(ア)「ルールの整備」(イ)「法運用組織の機能強化」(ウ)「リーガル・エンパワーメント」の要素を、包括的・横断的に捉え、常に(エ)「人材育成」を念頭に置きつつ、支援受入国のニーズ、政策課題、キャパシティを踏まえ、支援受入国と十分に協議し、合意した上で、適切に支援内容を選択又は組み合わせています。

4. 自立的に法整備を担う長期的な人材育成の重視

JICAの法整備支援では、支援のプロセスに重きをおき、一方的に知見・知識を提供するのではなく、支援受入国に作業のためのワーキンググループを設けて、長期専門家及び日本国内のアドバイザーグループとの間で共同作業を行うことを通じて人材育成を行なっています。

5. 支援受入国の社会に根付く支援の重視

当該国の社会・文化との間に整合性のない法制度は、いくら理想的なものであっても、その目的は実現されません。支援受入国の社会に根付く支援を行うため、支援受入国と共同で社会調査を行うなどの方法により問題点を共有し、対話を重ねながら現地の実情に沿った問題処理を考えるというアプローチをとっています。

6. 日本の経験・知見の活用

かつて日本も、他国の法制度を基に、日本の文化・社会・風土に合わせ、法制度を整備した経験があります。その経験を様々な形で役立てながら、支援受入国のニーズや実情に最も適した方法を模索し支援を行なっています。他国の法制度に対する助言は、単に技術的なものだけでなく、日本の法制度の背景も含めた「知の体系」を提供することによって行う必要があり、そのような助言は、日本の経験を踏まえて行うことが求められているのです。

●カンボジアに対するJICAの協力概要

カンボジアではポル・ポト政権によって司法制度が完全に破壊され、それを支える法律家のほとんどが殺害された結果、UNTAC以来、法制度整備はすべて外国に丸投げの状態でした。こうした状況の中、カンボジアの要請に基づき、JICAは民法と民事訴訟法の起草支援を行なうこととなりました。支援を行うにあたり、延べ4名の短期専門家により、カンボジアの状況の調査・要請内容の確認が行われ、1999年3月から「法制度整備プロジェクト」が開始されました。1999年3月～2003年3月のフェーズ1では、起草作業のための組織の確立、カンボジア民事分野を中心とした法律関係者のトレーニングを行い、カンボジア・日本の共同作業によるクメール語・日本語の民法・民事訴訟法のドラフトが起草されました。

続く「法制度整備（フェーズ2）」（2004年3月～2008年3月）では、民法及び民事訴訟法の立法化促進支援が行なわれたほか、関連する施行法、附属法令のドラフトが起草されました。また、日本の作業部会作成による逐条解説や教科書等を活用し、カンボジア側ワーキング・グループの能力向上が図られました。また、起草した民法・民事訴訟法を社会に定着させるためには法曹人材の育成が必要という考えから、2003年に開校したカンボジア王立裁

判官・検察官養成校をカウンターパートとして、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」（2005年11月～2008年3月）が開始され、民事分野の教育カリキュラム策定、教材作成、教官・教官候補生の養成が行われました。加えて、法曹三者の一翼を担う弁護士の養成も必要であるため、2001年から日本弁護士連合会の協力を得て、カンボジア弁護士会に対しても支援を行なっています。

2008年4月からは新たなフェーズが展開されています。「法制度整備（フェーズ3）」（2008年4月～2012年3月）では、フェーズ2に引き続き、民法・民事訴訟法関連法令の起草・立法化支援や普及活動が行われていますが、カンボジア側が徐々に自立できるようになることを目指し、司法省の体制作りも支援しています。また、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」（2008年4月～2012年3月）では、裁判官・検察官養成校の自立発展性を高めることを目指し、引き続き教材作成や教官候補生の養成を支援しており、プロジェクト終了時には、日本が支援した新しい民事分野のカリキュラムで教育を受けた卒業生は220名になる見込みです。



カンボジアの民法典・民事訴訟法典



カンボジアでの模擬裁判風景（2007年12月）

●ベトナムに対するJICAの協力概要

ベトナムにおいては、1986年のドイモイ政策採用以降、市場経済化への移行が進められており、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の構築が急務でした。1990年代に入り、ベトナムは、各国政府及び国際機関の協力などを得ながら法整備を進めていきましたが、市場経済化に対応した法制度及び法律に精通した人材育成を早急に整備する必要がありました。

このような背景を踏まえ、JICAは、1996年よりベトナムにおける法整備支援プロジェクトフェーズ1（1996年1月～1999年11月）を開始しました。支援の中心は司法省を対象とした法令起草支援であり、これに必要な社会調査あるいは日本を含めた外国法令の調査・情報提供に多くの時間と労力が割られました。初期段階においては日本の制度紹介などを中心に行なっていましたが、次第にベトナム側の起草する法案への具体的コメント作業等も行なうようになりました。

1999年から始まったフェーズ2（1999年12月～2003年3月）においても法令起草が活動の多くの部分を占めましたが、これに法体系の整理という、これまでになかった活動が加わった上、法運用のための人材育成も意識されるようになりました。改正民法及び民事訴訟法への起草支援が本格的に始まり、ベトナム最高人民検察院とベトナム最高人民裁判所が支援対象機関に加わることによって、プロジェクトの規模も拡大しました。また、長期専門家が、司法省がUNDPの支援を受けて実施したベトナム初の法制度に関する総合調査である「リーガル・ニーズ・アセスメント」に参加し、ベトナム法制度の問題点の洗い出しと解決に向けた提言に寄与しました。

その後、フェーズ2終了に至るも、改正民法の起草が未だ作業半ばであったこと、民事訴訟法の起草も未だ終了していなかったこと、市場経済化に即した民事法制度の整備という観点からは、民法に隣接する関連法の整備も必要とされたことに加え、法令の整備が進むにつれ、これを運用する人材の育成がこれまで以上に急務となっていることが強く意識されたことなどもあって、フェーズ3（2003年12月～2007年3月）はこれまで以上に人材育成に重点が置かれました。そこで、市場経済化に即した民法及び関連法令の起草支援（サブプロジェクトA）と法令を適正に運用できる人材の育成（サブプロジェクトB）を2本の柱としました。なお、2005年にはベトナムの政策課題がさらに明確化され（ベトナム共産党中央執行委員会政治局決議第48号及び第49号）、より明確な支援内容の設定ができるようになりました。

現在実施している法・司法制度改革支援プロジェクト（2007年4月～2011年3月）では、中央レベルのみを対象とした支援では地方レベルに改善の結果が浸透しないというフェーズ3までの教訓を活かし、中央レベルのみならず地方レベルの課題の解決への取組みも行なっています。パイロット地区を設置し、同地区における裁判等の実務から得られた教訓と考え方を、中央機関にフィードバックし、ルール・組織の整備及び法曹人材育成に反映することにより、更なる実務改善に取り組んでいます。



ベトナム最高人民裁判所

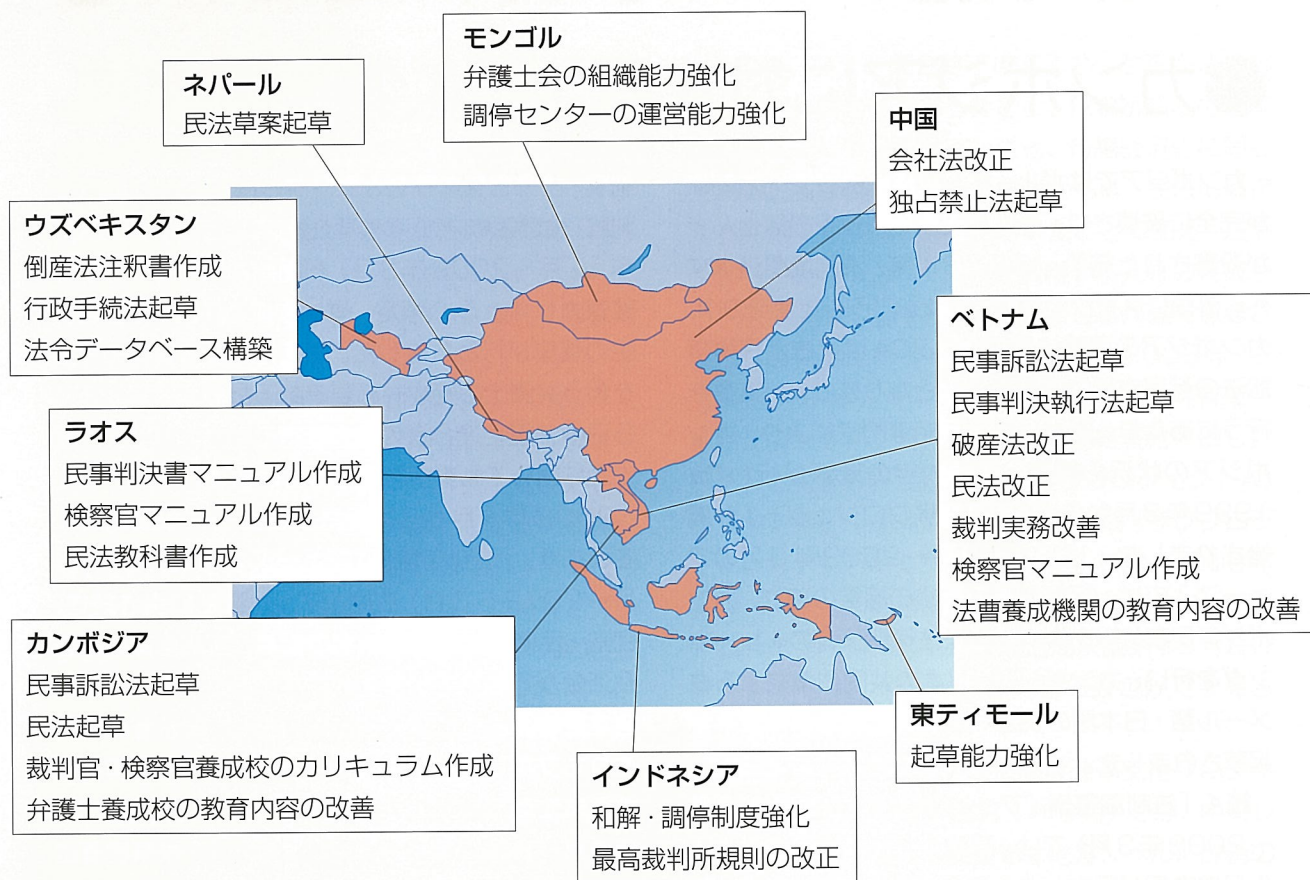


国家賠償法に関するワークショップ（2008年8月）

JICAの法整備支援についてまとめた報告書「法の支配の実現を目指して ～JICAの法整備支援の特色～」の全文は、JICA図書館ホームページにて、今年度に公開予定。

<http://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/index.html>

現在までの実績



組織概要

- 名称 独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)
- 代表者 理事長 緒方貞子
- 所在地 本部/〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
TEL(総合受付):03-5226-6660~6663
一部の部署は、東京都千代田区大手町1丁目4番1号にもあります。
- 設立年月日 平成15年10月1日
- 設立目的 独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
- 資本金 7兆4,742億円(平成21年3月末時点)
- 常勤職員数 1,664名(平成21年3月末時点)

お問い合わせ

JICA 公共政策部 法・司法課 (e-mail: jicasd-gov-legal@jica.go.jp)

JICAの最新情報はホームページへ
<http://www.jica.go.jp/>